

『世田谷区がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費用等助成金事業』Q&A

<対象品>

令和6年4月1日

項目	質問	回答
ウィッグ	ウィッグスタンド、ブラシ、専用シャンプーなどの付属品は対象になりますか。	いいえ。 対象になりません。
	部分かつら（ヘアピース）も対象になるか。	はい。 部分かつらであっても1個（1回）の申請になります。
	材料を購入して作成した「ウィッグ」や材料を購入して作成した「毛付き帽子」も対象になりますか。	いいえ。 対象になりません。
	ウィッグの購入時にヘアカットをしてもらいました。この費用も対象になりますか。	いいえ。 別で費用がかかったものやオプション等は対象となりません。ただし、カット込みのウィッグであれば、そのまま商品の購入として対象になります。
毛付き帽子	毛が付いていない帽子は対象になりますか。	いいえ。 対象になりません（「医療用帽子」という名称で販売されているものでも、毛が付いていないものは対象になりません）。
胸部補整具	補整下着を替え用として同時に2枚買いました。領収書は1枚なので、2個分を1回として申請できますか。	できません。 1回につき対象品1個の申請となるため、領収書が合算されていれば、金額内訳を提出していただき、別々に申請してください。
	弾性着衣は腕用、手のひら用、足用などがありますが、何でも対象になりますか。	はい。 部位は問いません。
	弾性着衣は保険の申請もできると聞きました。同じものをこの助成金事業にも申請できますか。	できません。 既に保険の申請が完了していれば、世田谷区の当事業への申請はできません。
	脱着に必要な接着剤や剥離剤も対象になりますか。	いいえ。 対象になりません。

<費用>

項目	質問	回答
購入	商品購入時の消費税は対象になりますか。	はい。 消費税込みの金額で申請してください。
	インターネットで購入した場合の送料や振込手数料は対象となりますか。	いいえ。 対象品に定められている商品の価格（消費税込み）のみが対象です。
	インターネットで購入し、ポイントを利用したものは申請できますか。	申請はできますが、助成対象金額は、ポイント利用分を差し引いた金額になります。また、その内訳がわかる明細を添付してください。
	ウィッグと装着用のネットをそれぞれ別で購入し、先に購入したものが1年を過ぎてしまいました。こちらは申請できますか。	1年を過ぎたほうの領収書は対象外になります。
	これから脱毛の副作用を伴う治療を受ける予定です。脱毛に備えてウィッグを購入したいのですが、対象になりますか。	はい。 ただし、申請には治療を証明する書類が必要になるため、治療が開始された日以降の申請になります。また、現に脱毛したかは問いません。
レンタル	ウィッグを2年間レンタルし月々支払いする場合、すべて支払いが終了してから申請になりますか。初めのほうの領収書は1年以上前になっています。	レンタルの場合は、最後の支払いまで終わってから申請となります。一連のレンタルであれば、初めの領収書が1年以上前であっても対象になります。

<提出書類>

項目	質問	回答
申請書	申請書はフリクションペン（消えるボールペン）を使用していますか。	いいえ。 フリクションペンや鉛筆など消せるもので記入したものは、受け付けできません。消えないボールペンで記入をしてください。
	対象品を2個購入した場合、申請書は1枚で申請できますか。	いいえ。 対象品1個につき、1枚の申請書が必要です。それぞれ作成して申請してください。
	がん患者本人が申請しなくても良いですか。	申請ができるのは、がん患者本人（助成対象者）もしくはその同世帯の方です。それ以外の方が申請する場合は、がん患者本人が記載した委任状が必要になります。
	治療方法が複数ある場合、申請書はどれに○をつければ良いですか。	行った治療を複数選択（○付け）してもいいですが、治療を受けたことがわかる証明書（診断明細書やお薬手帳）もそれぞれ添付していただきます。
がん治療の 証明書類	診断明細書の日付は1年以上前でもいいですか。	はい。 診断明細書の日付は1年以上前でも構いません。
	証明書類には何が記載されていなければならないのですか。	ウィッグ・毛付き帽子を申請する場合は脱毛の副作用がある治療（抗がん剤の点滴の薬剤名など）の記載、人工乳房・補整下着・弾性着衣を申請する場合は手術による乳房やリンパ節の切除等の記載を確認します。 不明な点があればお問合せください。
	過去にがんの治療を受けて、いまは手元に証明できるものがありますか。	治療を証明する書類は必ず必要です。手元に持っていない場合は、治療した病院に相談していただくことと治療の内容がわかる書類を発行していただけます（有料の場合もございますので、治療した病院にご確認ください）。
領収書	収入印紙は必要ですか。	5万円以上の領収書であれば収入印紙は必要です。ただし、クレジットカードを利用した場合は不要です。
	クレジットカード払いでもいいですか。	はい。
	インターネットで購入し、クレジットカード決済をしましたが、領収書がありません。	まずは、領収書が発行できるか確認してください。 できなければ、支払いをしたことがわかるものをご提出ください。必要事項は、「①宛名（申請者氏名）②購入日、③購入金額、④金額内訳（購入品名）、⑤購入元の住所・名称」です。詳しくは、「領収書見本」をご確認ください。  <例> ・クレジットカード会社からの「請求明細の原本」 ①宛名（申請者氏名）②購入日、③購入金額 ・購入元からの「利用明細書」 ④金額内訳（購入品名）、⑤購入元の住所・名称
	レシートタイプでもいいですか。	必要事項が記載されていれば、大丈夫です。

<申請>

項目	質問	回答
申請者	年齢制限はありますか。	ありません。 ただし、未成年者が助成対象者である場合は、親権者が申請してください。
	別居の家族（別世帯）が申請できますか。	申請書のみでは、申請できません。 がん患者本人が記載した委任状が必要になります。
申請	いつ購入したもので申請できますか。	申請は、購入またはレンタルの支払いが完了してから1年以内です。 ただし、令和5年4月1日以降に購入したもの（＝領収書日付）に限ります。 また、レンタルの場合は、最後の支払いまで終わってから申請となります。一連のレンタルであれば、初めの領収書が1年以上前であっても対象になります。
	最近、世田谷区へ転入してきましたが、前の自治体で同じような申請をして助成してもらったことがあります。今回新たに購入したものは申請できますか。	当事業の助成金は、お一人につき世田谷区その他東京都内自治体を含め、2回まで交付を受けることができます。前の自治体で助成金の交付を受けたことがあれば1回とカウントされる場合があります。詳しくは、お問合せください。
	民間のがん保険に加入していて、ウィッグを購入した費用の助成をしてもらいました。世田谷区のこの事業へも申請できますか。	はい。 民間のがん保険の給付を受けたかどうかは関係ありません。
口座振込	がん患者本人ではない口座に振込むことはできますか。その場合、どうしたらいいですか。	振込みは申請者の口座に行きます。そのため、がん患者本人（助成対象者）の口座ではない場合もあります。それ以外の方の口座に振込む必要があれば、がん患者本人が委任状を作成し、申請を委任してください。
	申請してから、どのくらいで振込みがありますか。	提出いただいた書類を審査をしてから、決定・不決定を行います。お振込みまでは、1か月程度お時間がかかります。